

## 第 18 回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

### 1 開催日時及び場所

日時： 平成 30 年 9 月 14 日（金）13：00 ～ 15：20

場所： A P 新橋虎ノ門 11 階 A ルーム

### 2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、安藤洋次、梅田ゆみ、神山洋一、小島正美、山本廣基、天野昭子、宇野彰一、大森敏弘、小林正伸、坂真智子、園田正則、福山研二、與語靖洋、加藤保博、関田清司

### 3 会議の概要

#### （1）農薬取締法の改正について（報告）

本年 6 月 15 日に公布された農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）について、改正内容を事務局より報告した。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）安全性に関する新たな科学的知見が明らかになった場合、例えば、IARC が分類を公表したとき等も随時評価するということか。

（回答）新たな科学的知見が明らかになった場合というのは、様々なケースが想定される。情報を精査し、随時評価を行うべきと判断されれば、評価する。安全性に関する情報収集は国としても行っていく。また、メーカーからの報告や論文等を検証しながら、必要に応じて評価いただく。

（質問）毒性試験や作物残留試験は既に G L P 基準に則って行われているものなのか、新規に求めるものなのか。

（回答）現在も G L P 基準に基づいて実施されている。試験の信頼性を確保するために、これまで局長通知で求めていたものを省令に位置付けるもの。

#### （2）農業資材審議会への諮問事項について（諮問）

##### ① 水質汚濁性農薬に係る指定の見直し

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく水質汚濁性農薬として指定されている農薬の指定を変更すること及び農薬取締法の一部を改正する法律第 2 条による改正法第 26 条第 2 項の規定に基づく生活環境動植物の被害防止の観点から水質汚濁性農薬の使用を規制することができる地域について変更することについて、環境省から説明を行った。審議を経た結果、諮問のとおりの内容で改正することについて了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）生活環境動植物の対象についてどう考えているのか。

- (回答) 現在、中央環境審議会で検討しているところ。
- (質問) 公共用水域の定義はどこで規定されているのか。
- (回答) 水質汚濁防止法で規定。
- (質問) 対象を生活環境動植物に拡大する背景は何か。
- (回答) 平成 24 年に閣議決定された第 4 次環境基本計画に則ったもの。加えて、国際調和の観点からも拡大するもの。一方で、諸外国と同様に、全ての動植物を評価対象とするものではなく、現在、中央環境審議会で検討しているところ。

## ② 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の改正

法第 16 条第 3 項の規定に基づき、農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）の一部を改めることについて、事務局から説明を行った。審議を経た結果、諮問のとおりの内容で改正することについて了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

- (質問) 住宅地等の定義の明確化は大変よいと考える。周知方法についてはどう考えているのか。農薬に関するお知らせを目にしたことがないので、しっかりお知らせいただきたい。
- (回答) 既に通知等により、農政局等を通じて対応しており、例えば、農薬危害防止運動等の機会を捉えて周知しているところ。今後改めて、現場に伝えるように取り組んでいきたい。
- (質問) ゴルフ場の農薬使用計画書については、現在、農林水産省へ提出しているところだが、環境省にも提出することになるのか。
- (回答) 実際の事務手続については、負担がないよう工夫したい。
- (質問) 無人航空機の農薬使用計画書については、現在、植物防疫課へ提出しているところだが、共有するか一本化するかお考えか。
- (回答) 植物防疫部局との連携のもと、今の仕組みを活用できるようにしてまいりたい。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 住宅地等の定義を明確化し、わかりやすくしたことはよいと思う。従前のポスター等を通じてより一層周知いただきたい。

## ③ 農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の改正

法第 16 条第 2 項の規定に基づき、農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年農林省告示第 346 号）の一部を改めることについて、環境省から説明を行った。審議を経た結果、諮問のとおりの内容で改正することについて了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 登録が拒否された場合、申請者は反論できる余地があるのか。

(回答) これまでの登録保留制度については、実態上、申請者が反論できる制度になっていなかったことから見直したものの。行政不服審査法のスキームに則り、対応することができる。

(質問) 動物愛護法の観点から問題はないのか。

(回答) 農薬の飼料への残留による家畜への影響については、飼料安全法で規制しているところ。改正法に平仄を合わせる形で当該告示を改正するもの。

(質問) 当該基準は、これまでいわゆる登録保留基準といていたが、これからはどのような呼称となるのか。

(回答) 業務上は、登録基準としている。

### (3) 農業資材審議会農薬分科会における決定事項について (決定)

#### ① 今後の農業資材審議会農薬分科会の運営

改正法第 39 条「農業資材審議会への意見聴取事項」に関し、「農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方」、「農薬分科会における利益相反の防止について」、「農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会設置規程」、「農薬原体部会の審議資料等の取扱いについて」、「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について」に関して事務局から説明を行った。審議の結果、案のとおりの内容で農薬分科会決定とすることについて了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 利益相反に関する申告について、委員の自主申告だけでなく、申請企業からも申告を求めた方がいいのではないのか。

(回答) 他の審議会と同じ運用としているが、状況に応じて申請企業側にも確認を行いたい。

(質問) 公開で審議する場合、競争関係にある企業の傍聴も想定され、利益相反に関わると思われる。

(回答) 特定の企業に属する情報を扱う場合は、基本的に非公開で行う。この場合には、傍聴はなしで、関わる委員の方には審議から外れていただく。公開で審議する場合には、公開できる情報のみに整理した上で審議いただく。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 中央環境審議会も同様の運用。非公開で行われる検討会では詳細なデータを用いて審議するが、公開で行われる農薬小委員会では利益を侵害しないデータのみ使用し審議している。
- ・ 農薬使用者や蜜蜂への影響に関する評価法の策定に当たっては、日本での栽培体系等を十分に考慮し、関係者と密接に協議しながら検討いただきたい。

#### ② 農薬の優先審査

改正法第 3 条第 6 項及び第 7 条第 4 項「農薬の優先審査」に関し、優先審査のプロセス及び優先審査基準案について、事務局から説明を行った。審議の結果、

優先審査基準案については概ね了承するものの、「作用性」という言葉の意味について整理し、修正案を後日委員で確認することとなった。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

(質問)「作用性」という言葉の意味がそれぞれで異なっているのではないか。

(回答)一方は「新しい作用機作を持つもの」、他方は「同じような作用の対象を持つもの」の意味である。記載ぶりについて、事務局で再考し、修正案をお示ししたい。

(質問)現場における必要性が高いということについて、事例は多いのか。

(回答)現場の実態を踏まえた早期登録の要望は相当数ある。優先審査には、更に安全な農薬を開発いただけるようなインセンティブ付与の観点もある。

(質問)優先審査の候補剤はあるのか。

(回答)この場で具体的に御紹介できないが、希望があれば検討していく。

(質問)記載のある「安全性」は誰に対する安全性なのか。また、暴露量によって安全性は異なるもの。リスク評価の考え方をしっかり取り入れていただきたい。

(質問)安全性に関する表現を「毒性が低い」としてはどうか。

(回答)ヒト以外への安全性も含めたもの。当該基準は、実際に審査を始める前にどれを優先的に審査するかを判断するためのもの。実際の審査は、当然ながらリスク評価をしっかり行う。評価前の段階で判断することになるため、このような案にさせていただいたところ。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 農水省の施策として、IPM等を推進しているところ。微生物剤やフェロモン剤について、安全性が高いものということで、登録の推進をお願いしてきたところであり、優先審査の対象の1つとして考慮いただきたい。また、マイナ作物に使用できる農薬の登録を推進いただきたい。
- ・ 漠然とした表現としておきつつも、例えばNOAELが10倍大きいものは全て優先審査するというものではないということを共通認識として持つておくことでどうか。内容については概ね了承だが、事務局で「作用性」という言葉の意味を整理いただき、修正案を委員で確認することとしたい。また、この基準は今後見直していけばよい。

本会后、修正案について検討した結果、修正案のとおりの内容で農薬分科会決定とすることについて了承された。

#### (4) その他

今般の法改正に伴う政令及び省令の見直しに関する現在の検討状況について、事務局より報告した。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 今回の改正は、現場での指導に関わる事項についての変更も多い。農薬使用者や蜜蜂への影響評価についても、現場の意見を汲みつつ説明をお願いしたい。

- ・ Q&Aのような農水省の見解を示すものを作成する等、消費者等へ情報発信いただきたい。

(以上)